

令和3年第3回臨時会

大江町議会会議録

令和3年 7月26日 開会
令和3年 7月26日 閉会

大江町議会

令和3年第3回大江町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（7月26日）

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定	6
○行政報告	6
○議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○閉会の宣告	15
○署名議員	17

大江町告示第44号

令和3年第3回大江町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年7月19日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和3年7月26日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

3 附議事件

- ・大江町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ・令和3年度大江町一般会計補正予算（第4号）

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

不応招議員（なし）

令和3年第3回大江町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和3年7月26日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議第51号 大江町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第52号 令和3年度大江町一般会計補正予算(第4号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	税務町民課長	阿部美代子君
健康福祉課長	伊藤修君	農林課長	秋場浩幸君
建設水道課長	櫻井洋志君	教育文化課長	西田正広君
会計管理者 兼出納室長	清水正紀君		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策として全員マスク着用での議会となりますので、よろしくご協力お願いいたします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和3年第3回大江町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

7番 宇津江 雅 人 君

8番 伊 藤 慎一郎 君

を指名します。

◎会期決定

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日1日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

◎行政報告

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルスワクチン接種の進捗の状況についてご報告を申し上げます。

議員の皆様には既にご案内のとおり、本町のワクチン接種につきまして、これまで65歳以上の方を対象に大江町あかざクリニックにおいて個別接種を進めてまいりましたが、7月末までの2回の接種完了にある程度の目安がついたことから、次のステップとして、65歳未満の方を対象に、7月7日からは引き続き大江町あかざクリニックにおいて個別接種を、7月8日からは白田医院のご協力により中央公民館において集団接種を開始しております。

ワクチン接種の進捗の状況ではありますが、7月24日現在において、65歳以上の方は、1回目終了が2,855人で、接種率としては88.3%、2回目完了の方が2,604人、接種率80.5%となっております。

次に、12歳以上65歳未満の方ではありますが、1回目終了が928人、接種率22.9%、2回目完了の方が82人、接種率では2.0%となっており、接種対象者全体としては、1回目の終了が3,783人、接種率で51.9%、2回目完了者が2,686人、接種率で36.9%となっております。

現在、コールセンターからは、40代の方を対象に接種日時等をご案内しており、30代以下につきましても順次ご案内しておりますので、連絡をお待ちいただければと思います。

なお、18歳以下の方の接種しやすい環境づくりとして、祝日や夏休みを利用したことを考えながら、7月22日と8月12日の2日間を、接種を希望する小中学生及び高校生の集団接種としておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

当初の接種計画では、65歳未満の方のワクチン接種完了は10月末を見込んでおりましたが、個別接種と集団接種との併用により前倒しとなり、現時点では9月末を予定しているところであります。

また、現在、全国的にワクチンの供給不足が伝えられておりますが、本町においては接種対象者全員分のワクチン数量を確保できる見込みとなっております。

ワクチン接種につきましては、これまで町内2つの医療機関のご協力により順調に進んでいるものと考えておりますが、今後は接種を希望していない方への再確認も含めて、接種を希望する町民の皆様が安全にかつ迅速に接種できるよう進めてまいりますので、議員の皆様からのご理解いただきますようお願いを申し上げます。

なお、ワクチン接種の進捗状況につきましては、町のホームページのほうで随時掲載しておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） これで行政報告は終わりました。

お諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

よって、事前に配付されている議案の朗読は省略いたします。

◎議第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第4、議第51号 大江町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第51号 大江町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 担当課長の詳細説明を求めます。

阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第51号 大江町手数料条例の一部を改正する条例の制定について詳細をご説明申し上げます。

資料1の新旧対照表をご覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化されるとともに、個人番号カードの再交付に係る手数料についても同機構が徴収する規定となったことから、大江町手数料条例第2条第1項第3号を削り、以下の号数を繰り上げるものであります。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正の施行日に合わせ、令和3年9月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第51号の質疑を行います。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） この本条例の一部改正については何ら異論はございませんけれども、第2条（3）の個人番号カード再交付手数料1枚につき800円ということであります。この再交付というのは、個人的に紛失したときにこの再交付を受ける。この場合は800円の手数料で再交付が受けられると、こういう意味だと思います。

それから、カードには10年の有効期限、発行の日から10回目の誕生日までというのがあります。これは更新手続を行って新しいカードを受け取る必要があるわけですね。この場合も800円の手数料が必要なのかどうかということについて、一つお伺いします。

それからもう一つは、カードの中にICチップというのが埋め込まれているわけですが、このチップの機能には5年という有効期限があると聞いております。この場合も800円の手数料を支払って更新しなければならないのかということでお伺いします。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

手数料については、初めにおっしゃってくださったとおり、ご本人が紛失した場合等の再発行の際にかかる手数料でございます。10年間の更新の際、または電子証明の更新、5年間の更新の際には手数料は頂戴いたしません。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 了解しました。

どちらも期限が近づきますと、通知のほう、どのようにしてお知らせが来るのかなということをお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 阿部税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 期限前に直接ご本人にお手紙で通知を差し上げます。そちらは、カードの更新、電子証明の更新、いずれも数か月前に通知でお知らせをいたします。

以上です。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第51号 大江町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 日程第5、議第52号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） 議第52号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、さきの5月26日の全員協議会懇談会で概要を説明いたしました。さがえ西村山農業協同組合が事業主体となる広域多目的選果施設整備事業に係る内容となっております。

先般7月8日付で、令和3年度における本事業に対する国からの交付金の割当内示が事業主体に対してあったことから、大江町に相当する分の補助金4,260万円を計上するものであります。

歳入についてであります。町債となる過疎債を借り入れるほか、端数は前年度繰越金を充てて調整いたしました。この結果、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,260万円を追加し、補正後の予算総額を52億6,830万円とするものであります。

3ページのほうの第2表地方債補正は、本事業実施に伴う地方債の限度額を設定するものであります。

以上、概要を説明申し上げますが、詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（菊地勝秀君） 担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第52号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第4号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

6款農林水産費は、4,260万円の増額です。

1項3目農業振興費において、広域多目的選果施設整備事業に対する大江町分の補助金を

計上しております。町長説明のとおり、さがえ西村山農協で要望しておりました補助事業について、割当内示を受け事業実施のめどが立ったことから、西村山1市4町それぞれで案分された補助金を交付するものであります。

なお、資料2-1のとおり、本町の負担割合は、リンゴの取扱い数量を基準に算出した比率に基づき27%となっております。令和4年3月の工事完了を見込み、来シーズン8月からの選果作業を予定しているようであります。

以上が歳出予算の概要です。

歳入予算につきましては、事業実施に伴う特定財源となる過疎債を借り入れるほか、不足する財源には前年度繰越金を充当いたします。

以上が、令和3年度大江町一般会計補正予算（第4号）の内容であります。

○議長（菊地勝秀君） 議第52号の質疑を行います。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 広域多目的選果施設整備事業ということで4,260万円の補助金なわけではありますが、近年、農業を支える農業者の高齢化あるいは後継者不足によって農業者は減少しているわけであります。さらには、異常気象あるいは自然災害の増加などで農作物の減収あるいは品質低下、さらにはイノシシあるいは熊等による被害が増加している中、リンゴの品質向上と選別作業等の負担軽減のための選果施設整備でありますので、持続可能な地域農業の実現と、農業者の所得増大となるよう皆さん方のご賛同をよろしくお願いしたいと思っております。

私から、農業を応援するメッセージとさせていただきます。

○議長（菊地勝秀君） ほかにございますか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 今回の補正予算の資料2-1で若干質問したいというふうに思います。

整備内容及び事業費、5番で、1から4までの事業の内容が書かれてございます。これに伴う事業が9億50万円というふうなことで、これの2分の1が国からの補助金4億5,025万円というふうになっております。

この前の懇談会の折にも説明がありましたが、現在、大江町の大江営農センターで光センサーが稼働になってきました。ということで、今回和合にできることによって、大江の光センサーは撤去するというふうな説明があったかというふうに思いますが、その撤去費用とい

うのがこの事業内容に含まれているのかどうか、これを1点確認したいというふうに思います。

それから、今後の主なスケジュールというふうなことで、7月8日に内示通知があつて、13日に計画承認申請が、そして8月中旬に計画承認というふうなことで事業が進められているというふうに思いますけれども、光センサーというか、今回の選果機の機種等々については、独特なもので業者が決まっているのかなというふうな感じはしますが、入札執行はどのような感じでやるのか。いわゆる入札の選定業者というのは大体どのように見込んでいるのか。いわゆる競争入札というふうなことでなくて指名というかな、そういうふうになるのかなというふうな気もするんですが、事業主体は農協であります、町として分かる範囲内で教えていただきたい。

3点目ですが、令和4年の3月で工事が完了するというふうなことで、選果は来年の8月からというふうな見込みであるというふうにスケジュール的に書かれておりますが、当然今年度の選果というものは、現在ある、大江営農センターにある光センサーで行い、その後撤去するというふうな考えだというふうに思うんですが、その辺のスケジュール等々についてお聞きしたいと。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） それでは、今、毛利議員から3つの質問があつたかと思えます。

1点目の大江の営農センターにある光センサーの撤去費用につきましては、この事業費の中には含まれていないというふうに私は理解しております。

あと、2番目のスケジュールでありますけれども、入札、発注ということで、9月から10月を予定しているというふうなことでありますけれども、入札につきましては、選果機と予冷施設につきましては一般競争入札をするというふうに聞いております。そのほかの選果場の改修工事、あと搬入場所の新設工事については、指名競争入札をするというふうに農協のほうからお伺いしております。

あと、今、議員おっしゃるとおり、今年産のリンゴについては今の大江の営農センターの選果場で行いまして、来年の8月から朝日町に合併された選果場で行うというふうなことにしております。事業完成については3月ということで、今年度内のこの事業自体が完成を求められているというようなことから、かなり日程も詰まっているかとは思いますが、今年度の完成を目指していくというふうなことだと思います。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 大江営農センターの光センサーの撤去について、今回の事業費には入っていないというふうなことでありましたが、例えば、来年度、令和4年度に解体するというふうなことで予定しているとするれば、現在の分かっている範囲内で、この撤去についても町からの補助金を見込んでいるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） この撤去費用に対する補助というのは、現時点では農協さんのほうからは何もお話は聞いておりません。

○議長（菊地勝秀君） 毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） いろいろと農協の合併で、2農協が10か年計画等々で今後のさがえ西村山農協というふうなの経営方針等々が明らかになっているわけですが、いろいろと大江町の関係でも大江支所が縮小されるとか、本郷支所がATMのみで、将来はなくなるのかどうかですが、アグリ大江店についてもいろいろと存続するのかどうかというふうなものも議論されているようですが、非常にこういうふうな農業情勢が厳しいというふうな中でも、非常に頑張っている農家の皆さんがいるわけでありまして、基本となるJAの縮小計画といたしますかね、そういうものに対して、町もある程度存続といたしますか、農家の皆さんのために頑張っていく姿勢というものを見せていく必要があるというふうには私は思うんだけど、その辺の考え方というかな、大江町の農林業を背負っている農林課長としてどのように思っているか、あるいはどういうふうな運動をするべきかとかというふうなものを分かる範囲内で、農林課長としての考え方をお聞きしたい。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） やはり近年、農家さんの減少、組合員の減少と言ってもいいと思いますけれども、そういったことからいろんな縮小傾向が最近多くなってきているのは事実かと思えます。その際にも、やはり農家さんや組合員があつての農協であろうというふうに思いますので、そういった際にも十分農家さんや組合員の理解を得た上でやっていただきたい。このたびのこの選果場の効率化についても、運営委員会等によって十分理解をされた上でのことかと思えます。いろいろ手間暇かかるかとは思いますが、やはり組合員の皆さんの理解を十分得た上でやっていただくというふうなことで、やはり、さがえ西村山地区の基幹産業の一つでありますので、もちろん本町にとっても基幹産業の一つというふうに思っておりますので、当然、町から支援する場合の際には、支援もしていきながら、ぜひ農協のほうにもその旨お伝えしていくというふうに思っております。

○議長（菊地勝秀君） ほかに質疑ありませんか。

宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 確認の意味で質問させていただきます。

資料2-1に関してでございます。

項目の2、2項目、補助率と6項目の補助金の関係であります。補助率、国は50%となっております。6の補助金等の事業費9億9,055万に対して、国は4億5,000万というような金額になっていますが、これ単純計算して、国50%補助率でありましたら、私の計算では4億9,527万5,000円となるわけですが、その辺ちょっと確認、説明をお願いします。

それから、7番目の大江町の補助金は4億2,548万8,000円となっておりますが、補正予算の項目別明細書には4,260万、2,000円がちょっと差があるような気がするんですが、たった2,000円なんていうことでありますが、この2点についてちょっとお願いします。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 補助金でありますけれども、2分の1の補助ということでありまして、消費税を除いた額の2分の1ということで国から補助されるものであります。

ですので、5番の9億50万円の2分の1ということで、消費税を除いた額の2分の1であります。

あと、補正予算と実際の補助金額でありますけれども、実際の補助金額、この記載しておるとおり4,254万8,000円でありまして、今回の補正額4,260万円ですけれども、その辺は端数を切り上げたということでございます。

○議長（菊地勝秀君） 宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） ちょっと分からないんですけれども、そういうふうに消費税を除くのであれば、9億50万と、トータルが、消費税除きましたら、ですね。補助金等の事業費は9億9,000万であると、これ消費税が入っている値ですよ。この右の国、1市4町、農協全部足したら9億九千幾ら、確かに事業費の額になるんですけれども。

ちょっとこれは補助金を足した値であって、事業費のトータルは。右のほうは消費税を抜いているというような今説明あったけれども、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが。

○議長（菊地勝秀君） 秋場農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 消費税を除いた額の2分の1ということで、消費税については全部農協のほうで負担するというところでございます。

○議長（菊地勝秀君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第52号 令和3年度大江町一般会計補正予算（第4号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和3年第3回大江町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時33分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年9月17日

議 長 菊 地 勝 秀

署 名 議 員 宇津江 雅 人

署 名 議 員 伊 藤 慎一郎